

第4回島牧村農山漁村再生可能エネルギー推進協議会 議事録

1 開催日時 令和8年2月12日(木) 13:30~14:30

2 開催場所 島牧村役場2階大会議室

3 出席者(委員の現在数10名、出席委員9名、欠席委員1名)

島牧村 村長 夏井 一充

(1) 委員

島牧村 総務経済部 部長 中山 貴浩

島牧村 総務経済部 企画産業課 主幹 栗田 翔

月越原野風力開発株式会社(日本風力開発株式会社 開発第一部 マネージャー) 佐藤 弘康

島牧漁業協同組合 専務理事 川村 健二

株式会社島牧農業振興会 波多野 信夫

千走農場 高島 紀彦

島牧商工会 事務局長 田中 勝義

歌島地区会 会長 内藤 究(欠席)

本目地区会 会長 目時 要

島牧村農業委員会 事務局 主任 下山 敦也

(2) オブザーバー

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 課長補佐 池田 誠

〃 〃 〃 係員 新居田 薫

北海道後志総合振興局 産業振興部 農務課 主査(農地) 富原 睦

〃 〃 林務課 主査(森林保全) 嵩 孝之

〃 主事 松橋 直樹

(3) 事務局

事務局長 奥 康幸(島牧村 企画産業課 課長)

書記 櫻井 惇明(島牧村 企画産業課 企画情報係 主事)

(4) 関係者

日本風力開発株式会社 開発第一部 専任部長 佐藤 厚

〃 〃 主任 阿部 大祐

4 配布物

協議会次第

配布資料一覧

- 資料1 島牧村再生可能エネルギー推進協議会構成員名簿
- 資料2-1 島牧村再生可能エネルギー推進協議会規約（前回制定）
- 資料2-2 島牧村再生可能エネルギー推進協議会規約（変更案）
- 資料2-3 島牧村再生可能エネルギー推進協議会規約新旧対照表
- 資料3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要
- 資料4 月越原野風力発電事業概要書
- 資料5 促進区域選定の経緯
- 資料6-1 島牧村再生可能エネルギー基本計画（現行）
- 資料6-2 島牧村再生可能エネルギー基本計画（変更案）
- 資料6-3 島牧村再生可能エネルギー基本計画新旧対照表

5 会議の内容

■開会

（事務局）

定刻となりましたので、只今より第4回島牧村再生可能エネルギー推進協議会を開催いたします。

本協議会の事務局を務めます、島牧村企画産業課の奥と申します。会長の選出まで、事務局が進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

皆さまには、本日使用する資料をお配りしております。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

なお、今回の協議会は最大2回を見込んでおります。本日すべての協議事項が終了しなかった場合、後日事務局より第5回目の開催に向けた日程調整を行わせていただきます。

それでははじめに、開会にあたりまして、村長の夏井よりご挨拶申し上げます。

■村長挨拶

（夏井村長）

皆さま、本日は大変お忙しい中、また足元が悪い中、島牧村再生可能エネルギー推進協議会にご参加いただき、ありがとうございます。

本協議会は4回目の協議会となります。1回目から3回目までは、現在月越峠で事業開発中であり、ますコスモエコパワーの発電事業について、事業の説明や基本計画の策定について議論いただいております。

今回から、新たに月越原野風力開発様が計画している発電事業に係る事業の説明、それに伴う基本計画の変更の協議をしていただければと考えております。

基本計画につきましては、農林漁業の振興・発展のために、さまざまな取組が必要であります。そうした取組による地域の活性化に資するための再生可能エネルギーの導入・促進を図っていくことを目的としておりますので、ご承知の上、ご審議のほどお願いいたします。

また、本日は委員のほか、北海道農政事務所、後志総合振興局の皆さまにもオブザーバーとしてご出席いただき、ありがとうございます。

本協議会では皆さまのご忌憚のない意見をお聞きできればと考えておりますので、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

■協議会規約について

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、議事に移ってまいります。

1つ目は「協議会規約の制定・変更について」です。こちらにつきまして、事務局より説明いたします。資料は2-1、2-2、2-3をお手元にご準備をお願いいたします。

資料2-1につきましては、現行の規約内容となっております。また、資料2-2につきましては、これから変更を予定するものとして、変更箇所を朱文字で記載をしておりますので、ご確認ください。また資料2-3において、新旧対照表として改正部分を示しているものでございます。

改正内容につきましては、役場の機構改正に伴う課名の変更が主となっております。第2条事務局についてですが、所在について「北海道島牧村企画課に置く」となっているものを「北海道島牧村企画産業課」に変更となります。また事務局について、併せまして第13条2項も同内容となっております。

以上で説明を終わります。

ただいまの説明について質疑等はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(事務局)

質疑がないようですので、本規約の変更は承認とさせていただきたいと思っております。本日、令和8年2月12日より施行といたします。

■委嘱状

(事務局)

次は委嘱状の交付になります。

委員の皆さまに委嘱状を交付します。

交付の対象者は協議会規約第5条第2号から第6号まで、資料1の名簿におきましては、佐藤様、川村様、波多野様、高島様、田中様、内藤様、目時様となります。

佐藤様からお渡しいたします。

(夏井村長より委嘱状交付)

(事務局)

ありがとうございました。

村長につきまして、用務のため退席とさせていただきます。

■協議会役員選出

(事務局)

次は、協議会役員を選出になります。

事務局より会長及び副会長について、案をお示しさせていただきます。

会長につきましては中山委員、副会長につきましては田中委員を案として提出させていただきたいと思えます。

事務局案にご異議等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(事務局)

異議なしといただきましたので、承認いただいたということで、会長に中山委員、副会長に田中委員を選出いたします。

ここからの議事進行につきましては、会長に移管しますので、中山会長に進行をお願いいたします。

(中山会長)

只今会長に指名されました島牧村総務経済部長の中山と申します。どうぞよろしく申し上げます。

■農山漁村再生可能エネルギー法について

(中山会長)

それでは、議事の方に入らせていただきます。

まず、農山漁村再生可能エネルギー法について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から説明をいたします。

資料は資料3を基に説明をさせていただきます。

この法律は農山漁村における再生可能エネルギーの電気発電を地域の農林漁業の健全な発展と両立させながら進めていくための制度です。

そのことにより、農山漁村の活性化やエネルギー供給源の多様化に資することを目的としています。

「1. 基本理念」の部分をご覧ください。農山漁村における再生可能エネルギーの発電は町村・発電設備を整備する事業者・農林漁業者・地域住民など地域の関係者が相互に連携しながら進めるということになっております。

そして、再生可能エネルギーの導入が単に発電設備を設置するのではなく、地域の農林漁業活動との調和を前提としています。

続きまして「2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度」について説明をいたします。

この法律には、地域で導入するための計画制度が示されています。まず、協議会が地域の関係者で構成され、地域における再生可能エネルギーの導入と農林漁業の発展に関する課題や方向性などを協議します。当協議会のことでございます。

次に、基本方針と基本計画が策定されます。基本方針は国が示す方針であり、基本計画は個々の市町村が自らの地域特性を踏まえて定めるものです。

基本計画には再生可能エネルギー設備の導入を進める区域、農林漁業との調和や農林地等の整備方針、地域の活性化につながる取組などが定められることとなります。

続きまして、発電設備を整備する事業者はこの基本計画に基づいて、設備整備計画を作成します。この設備整備計画には、再生可能エネルギー設備の整備の内容、農林漁業の発展に資する取組内容などが具体的に示されます。

これらの計画が認定されると、手続きの特例措置が適用される仕組みになっております。

「4. その他」の部分でございますが、国や都道府県は、基本計画を作成する市町村に対して、情報提供、助言などの支援を行います。

また、設備整備計画の認定を受けた事業者に対しても必要に応じて指導・助言を行い、制度の円滑な運用を後押しするものとなっております。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

(中山会長)

ただいまの説明に対しまして、質疑等がある方はご発言をお願いします。

異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(中山会長)

なしということですので、次に進みたいと思います。

■ (仮称) 月越原野風力発電事業計画について

(中山会長)

次の議題、「(仮称) 月越原野風力発電事業計画」について、佐藤委員より説明をお願いします。

(佐藤委員)

ただいまご紹介に与りました月越原野風力開発の佐藤と申します。

これから事業計画についてお話させていただきます。

手元の資料4になります。こちら、プロジェクターにも投影しておりますので、見やすいをご覧くださいただけたらと思います。

着座にて説明させていただきます。

こちら、月越原野風力発電所のプロジェクト概要書になっておりまして、1ページに事業概要を記載しております。

事業概要なんですけども、事業者は我々月越原野風力開発株式会社となっております、こちらが日本風力開発株式会社の100%子会社となります。

親会社に関しまして説明させていただきますと、プロジェクターの方に映し出しているんですけども、日本風力開発株式会社の代表取締役が藤谷と申しまして、設立が1999年7月26日、風力発電所の建設・運営に関する一切の業務を行っております。資本金は1億円、従業員は151名、日本風力開発の株式に関しましては、インフロニア・ホールディングスが株主となっております。

今回事業者であります弊社月越原野風力開発株式会社に関しましては、100%子会社となっております、代表者は松本智が代表取締役です。設立に関しましては2017年10月17日、風力発電所の開発

を事業としておりまして、資本金は100万円となっています。

親会社の日本風力開発に関しまして、これまで開発しました発電所の実績に関しましては合計304基となっております。北海道におきましては44基、他青森県の六ヶ所村で76基、千葉県銚子で17基等と本州での実績もありまして、合計304基となっています。会社概要につきましては以上となります。

今回の発電所名なんですけども、「月越原野風力発電所」となりまして、こちら再エネ特措法におきまして、設備認定日2017年3月9日に認定を受けた事業となっています。設備IDはD555934A01ということになっております。

発電所の所在地につきましては、後ほど詳細は説明しますが、寿都町・黒松内町・島牧村に位置します月越原野の周辺となっております。

発電規模につきましては、46,200kWとなっております、4,200kWの風車を11基建設する予定となっております。

運転開始につきましては、2030年12月を今目標としまして、詳細設計を進めている最中でございます。

風車に関しましては、（協議会規約第10条第3項により不記載—使用する風力発電機のメーカーについて）。

次のページをお願いいたします。

3ページ目には事業経過を掲載させていただいております。

こちらの事業なんですけども、一番最初着手したのが、2009年12月となっております、風況観測塔の設置を行っております。

その後、風が良いことを確認できましたので、2011年から環境省のアセスメント手続の先行実施モデルということで方法書の作成を行っております。

少々割愛させていただきますが、2017年3月に先ほどご説明しました再エネ特措法の再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定を取得しております。

（波多野委員入室）

2017年にですね、発電した電気を北海道電力ネットワークへ送電する系統連携の関係の申込をしましたが、ここに時間を要してしまい、その次2021年に本格的に今回系統連携におきます蓄電池による風力発電プロセスⅠ期残容量43.8万kWの申込を行ったということでございます。

こちらにおきまして、募集プロセスの申込ができたことによって、2023年8月に接続契約が成立したという経緯になってございます。

直近では2025年、昨年なんですけども6月に環境影響評価の準備書の縦覧を行いまして、7月にはこちらの村の「おあしす」の方で住民説明会を開催させていただいております。

そして2026年1月に、今回の環境影響評価の準備書に関しまして、北海道知事の意見を受領しました。

続いて4ページ目になります。

こちらが、プロジェクトサイトの案となっております。

今回、11基風力発電設備を建設予定ですが、島牧村には3基、寿都町には7基、黒松内町には1基を計画しております。

今回島牧村におきましては、村の方で所有しております土地の賃貸借契約を締結させていただきまして、こちらの方に建設を予定しております。

こちらにおきましては、地域森林計画対象民有林、いわゆる5条森林になりますので、林地開発許可が必要となるということでございます。

続きまして5ページ目です。

こちらが、今計画している設置予定の風車の概要になります。こちらに関しましては、**(協議会規約第10条第3項により不記載—使用する風力発電機の機種について)**、ローターの直径が117mとなっております。ハブというのが風車の中心部分になりますけれども、こちらが地面からの高さ87mとなっております。

ハブの高さからブレードが回ったときに最大の高さが142.5mまで到達するといったことになっております。

右上に写真がございますが、近隣の方にウィンドファーム、電源開発様の方で設置している風車なんですけれども、こちらとほぼ同じような形となっております。

右下の方に出力などの仕様について記載しておりますが、定格出力につきましては4,200kW、ローター直径が117m、ハブ高さが84m、カットイン風速というのは風車が回り始める風の速さになりまして、こちらが3m/sとなっております。定格風速というのが、定格出力を発揮するために必要な風の速さになりまして、こちらが12m/s、カットアウト風速というのが、風が強くなり過ぎると、風車の倒壊等の危険性がありますので、あまり風が強すぎると風を逃がす仕組みが付いておりまして、こちらの風速が32m/sとなっております。定格の回転数では13.6rpm、一分間に約13～14回転回る設計となっております。

ブレーキシステムに関しましては、ピッチ制御ということで、フェザリングなんですけれども、羽を寝かせることによって風を逃がしていく仕組みがありまして、それによってブレーキをかける仕組みなっています。

耐風速としましては、こちらIEC Wind Classというのがありますが、Class I、II、IIIとありまして、高い方がIとなっております。隣のBについては、乱流の耐性、乱れた風に耐性があるのかを示してありまして、A、B、Cとありますが、こちらはBとなっております。

これらが風力発電機の説明になります。

続きまして6ページ目です。

こちらは、風車資材の輸送ルートとなっております。

風車自体は輸入しますので、海外から岩内港まで運んできまして、そこからからブレードですとか、タワーは三分割できるんですけども、運ぶルートとなっております。ずっと海岸沿いを南下してきまして、寿都町を越えて島牧村に入り、そこから道道523号線を上っていくようなルートという風に計画しております。

続いて7ページ目になります。

こちらは、連系点および送電線ルートとなっております。

こちらが案段階でございまして、今ですともう一案別ルートを検討している最中でございますので、こちら決まり次第報告させていただきたいと考えております。

今回風車で発電しました電力を送電線を使って北海道電力ネットワークの各線の方に接続するといった感じになります。

こちら7ページ、8ページ目に記載していますが、月越峠で発電したものをずっと南下していきまして、基本的には道路に埋設するといった形になります。

最終的には長万部町の蔵岱というところにあります函館幹線No. 196号鉄塔に接続するといった形になります。

その手前にほくでんネットワークさんで変電所を設けますので、そちらにつなげるといった感じになります。

続きまして9ページ目です。

今後のスケジュールについて説明させていただきます。

四半期ごとに記載しておりますが、まず一番上が環境アセスと記載しておりますが、環境影響評価に関しましてのスケジュールとなっております。先ほど準備書に関しまして、北海道知事の意見を受領したと申しあげましたけれども、これから知事意見が経産大臣の方に上がりまして、経産大臣からの準備書に関しての勧告を受ける予定としましては今年の3月を見込んでおります。

そして2027年、環境影響評価の最終段階であります評価書に関しまして、3月に縦覧を開始しまして、その後、4月に評価書の勧告を受理するといった手順を計画しております。

こちらは、審査する側によって変化する場合もございます。

2段目に説明会と記載しておりますが、こちらは法律に則って実施する説明会になっています。

これとは別にまた個別の説明会を開催する可能性がございますが、法律としましては、着工前に説明会をする必要がございまして、着工前来年1～3月あたりに説明会を開催したいという風に考えおります。

3段目が系統連系ですとか、送電線の工事に関して記載しております。

今年に関しましては、詳細設計の段階になりまして、設計を行い、来年以降に機器製作ですとか工事に入っていく流れとなっております。

4段目が許認可に関してです。

農地転用ですとか保安林解除など、先ほど林地開発の話がありましたけども、そういった部分の許認可に関して、今年から来年にかけて手続きをしていきたいと考えております。

実際の風車の建て方に関しましては、下から2段目の「建設工事」になります。

そちらも、今は詳細設計の段階です、早ければ来年から工事の発注を行い、土木工事ですとか電気工事を始めていきたいと考えております。

運転開始に関しましては、先ほど申し上げたとおり、2031年12月からを予定しておりますが、工事の進捗などでずれ込む可能性がございます。

※印で記載しております、上記スケジュールは現時点で想定しているものであり、今後の電力会社および許認可権者との交渉状況によっては変更となる場合があります。

最後に10ページ目になります。

こちら、事業実施によりまして、島牧村に期待されるメリットを記載しております。

本事業は、地域の再生可能エネルギーの導入促進および農林漁業の振興を両立することを目的としております。

先ほど説明のありました「農山漁村再エネ法」によりまして、弊社の計画する風力発電事業を島牧村で実施する場合、以下のようなメリットを期待しております。

1番目が「地域経済の活性化」。風力発電施設の建設・運営により、地元企業の受注ですとか関連産業への波及効果が生まれ、地域経済が活性化されるというふうに考えております。

2番目が「雇用創出」。設備の設置・保守管理などに伴いまして、地元住民の雇用機会が増加するというふうに考えております。

3番目が「税収増加・財源確保」ということで、風力発電設備に関しまして、固定資産税など税収が増加しまして、自治体の財源確保につながるというふうに考えております。

4番目が「農林漁業との調和・地域振興」ということで、今回の農山漁村再エネ法におきまして、農林漁業と再生可能エネルギー事業の調和が図られまして、農地・漁場の多面的活用ですとか、地域振興策の推進が可能になると考えております。

5番目が「環境負荷の低減」ということで、こちらはクリーンな電力供給によりまして、地域のCO2削減や地球環境保全への貢献が可能になると考えております。

最後は「自治体のイメージ向上・ブランド化」ということでして、クリーンな電力供給によって、持続可能な地域づくりへの取り組みにより、村のイメージ向上や地域ブランド化に寄与すると考えております。

これらの詳細な内容に関しましては、今後具体的な内容は協議しながらと考えておりますのでよろしく願いいたします。

弊社の方からは事業概要については以上となります。

(中山会長)

ただいまの説明に関しましては、質疑等がある方はご発言をお願いします。

(目時委員)

「事業実施により期待されるメリット」の中の4番目で「農林漁業との調和・地域振興」とありますけども、この中で「地域振興策の推進」というような書き方をしていますけども、これについてどのようなものをそちら側で考えているのか、考えているものがあれば。

(佐藤委員)

今回ですね、農山漁村再エネ法について、協議会に関してですね、基金化を考えておりまして、今回の事業の売電収入の一部を基金化するといったことを考えております。

どのような活用をするかといったことに関しましては、協議会の中で協議させていただきたいと考えておりまして、我々の方で「これ」といったものは現時点でもっていないという形になります。

(目時委員)

そしたら、ここでいう地域振興というものは、まあ農林漁業というのは団体がありますからわかりますけども、地域振興というのは「島牧村」という捉え方で、村全体という捉え方でいいのでしょうか。

(佐藤委員)

そうですね、今回3自治体ありますので、島牧村もそうですし、他の町もそうですし、一緒に考えていきたいと思っています。

(目時委員)

わかりました。

(波多野委員)

いいですか。

(中山会長)

はい、どうぞ。

(波多野委員)

今、協議会でいろいろ決めるとありましたけども、協議会自体はどの期間まで存続するものなんでしょう。

任期2年とありますけども、この2年で終わっちゃうものなのか。

(中山会長)

事務局からお願いします。

(事務局)

協議会自体はですね、以前第1回から第3回まで実施したときはですね、一度協議会の役割を終えたということで、一旦終了したというたてつけになっています。

今回、第4回目は新たに協議会を立ち上げて、委員の皆さまを委嘱したと。

委員の皆さまの委嘱期間は2年間ではありますが、協議会自体はそのあと廃止はせずに、そのままずっと存続するような考え方をしていただければと。

先ほど、佐藤委員からもお話がありましたけども、必要に応じてまた協議会を開催する、その際に委嘱期間が切れていけば、改めて委員の方を集めて委嘱をし、協議をしていく、そのような想定をしているところです。

以上です。

(波多野委員)

運転開始が2031年を予定しているんですけど。

(佐藤委員)

2030年の12月を予定しております。31年になる可能性もあります。

(中山会長)

今、先行して、コスモの方が工事していますけども、コスモの方は2030年から事業開始の予定で進めています。

事業開始になったときに、売電収入の一部が基金として積み立てられるので、その前段で今何が必要かというのをこの協議会で話していくことになるかと思います。

(波多野委員)

ありがとうございます。

(目時委員)

今の話でいくと、端的に事業者がまだでてきたら、またやるってことですよね。

(中山会長)

協議会をですか。

(目時委員)

うん。

コスモさんの3回目やってから、もう2年間くらい経つのかな、終わってから。

また新しい事業者がでて、新たな計画でやるとなると、また計画変更が必要になるから、協議会をやるって話になるんだよね。

(中山会長)

そうです。

(目時委員)

わかりました。

(中山委員)

他に質疑等いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(中山会長)

それでは、次に移らせていただきます。

■再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域について

(中山会長)

それでは、「再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から「再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域」について説明いたします。

資料5をもって説明いたしますのでご覧ください。

「島牧村促進区域設定の経緯」でございます。

事業の目的としましては、本事業は良好な風資源を得られる島牧村、寿都町及び黒松内町において最大11基の風力発電機の設置を行い、純国産の再生可能エネルギーである風力により発電した電気を供給し、わが国のエネルギー自給率の向上と地球温暖化防止への寄与、風力発電事業を通じて地域の活性化への貢献及び地域との共生を目指して取り組むものです。11基のうち、島牧村においては3基の風力発電機の設置を予定しております

「2. 土地利用計画等との整合」。

北海道では、「北海道新エネルギー・自然エネルギー促進条例」第7条に規定する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する基本的な計画として、2021年度から2030年度を目標年度とする新たな「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」を2021年3月に策定し、更なる導入促進に取り組んでいます。

島牧村では、第5次島牧村総合計画の基本構想において、省エネルギー化と自然エネルギーの推進等の循環型社会の形成が重要と位置付けております。

また期間外であります。前期推進計画において「主に風力発電を対象とした再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を進めます。」としておりまして、以前から村として、再生可能エネルギーに推進的な姿勢を示しております。

続きまして「3. 候補地の選定」についてです。

候補地については、島牧村全域を対象に（1）風況条件等による抽出および（2）社会インフラ整備状況等による絞り込みの検証を行い、候補地の選定を行いました。

（1）の風況条件等による抽出においては、次のページになりますが、2ページ上段の図をご覧ください。検討エリア1から3まで、検討エリア1は狩場山、エリア2は大平山、エリア3は月越となっております。

この抽出の条件については、「局所風況マップ」および「風力発電導入ガイドブック第9版」を基に検討エリアを抽出したものでございます。

2ページ（2）につきましては、社会インフラ整備状況等による絞り込みでございます。

（1）により抽出された3つのエリアから、検討エリア3（月越）の周辺におきましては、一般道道523号が整備されており、基幹送電線へのアクセス条件のよいエリアとなっております。

また、発電設備の施工時、岩内港からの資材等搬入路として適した環境である一般道道523号沿いにおいて事業を計画することとし、その地形を考慮して検討エリア3（月越）が候補地として有望と考えられます。

3ページ上段の図につきましては、岩内港から月越峠までの地図を示しておりますのでご覧ください。

これらの条件に基づき、風力発電導入に適した風況条件や資材搬入のルート、建設工事の施工可能性を鑑み、高山地域および検討エリアまでのアクセス道が確保されていないエリアを除外すると、検討エリア3の月越エリアが促進区域の有望地点となります。

続きまして4ページ、「4. 風力発電設置場所の指定」です。

月越原野風力開発株式会社によると、各種条件により、以降の(1)から(4)の検討を行ったうえで風力発電設置場所が選定されており、村としてその妥当性の確認を行いました。

(1)は風況条件等による抽出です。

図1、こちら2ページの図になりますが、これにより、本事業地が風力発電機設置に適した場所であることが確認されています。

図3は、こちら4ページの図になりますが、本事業で計画されている風力発電機を予定場所に配置した図になっております。前述のとおり、設定環境の検討項目としては、「年平均風速が5～6m/s(地上高30m)以上であること」とされており、本事業の設置場所は、年平均風速が6～7m/sとなっていることから、風力発電機の設置に適した区域となります。

続きまして5ページをご覧ください。

「風力発電機の建設工事が困難な地形条件の確認」という項目でございます。

斜面に設置する場合、土砂の流出や崩壊等の発生頻度が増加する可能性が懸念されるため、風力発電機の設置は急斜面には行わず、尾根部および平坦地への設置を行うこととしています。

傾斜25度以上は保安林解除不可である保安林1級地要件にも該当し、施工はもとより原則解除不可となるため、風車配置から除外させていただきます。

図4はその傾斜も示したものですので、確認をお願いいたします。

続きまして6ページになります。

(3)としまして「既存道路の整備条件」になります。

木の伐採量、造成量を最小限とするため、既存の林道および農道(島牧村道、黒松内町道)の整備状況が確認されています。

既存の林道および農道付近での風車設置を行うことで、木の伐採量、造成量を減らすことができ、環境への影響配慮がなされています。

続きまして(4)です。

「各法令等に係る指定地域の確認について」。

1つ目が、農地法に基づく農地転用許可についてです。

本事業においては、島牧村内の風力発電機設置予定エリアは農地ではないため、手続きが必要ないことを確認しました。

2つ目に、森林法に基づく林地開発許可等手続です。

事業予定地に地域森林対象民有林があるため、今後、森林法に基づく開発行為の許可手続を行う

こととなっております。

7ページに移りまして、「③森林法に基づく保安林指定解除、伐採および伐採後の造林の届出手続」については、島牧村内の風力発電機設置予定エリアは保安林ではないため、手続きが必要ないことを確認をしております。

以上をもちまして、促進区域選定の経緯について説明をいたしました。

(中山会長)

ただいまの説明について、質疑がある方はご発言をお願いします。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(中山会長)

では、「再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域」については、承認となります。

■島牧村再生可能エネルギー基本計画の変更について

(中山会長)

続きまして、「島牧村再生可能エネルギー基本計画の変更」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、島牧村再生可能エネルギー基本計画の変更について、説明いたします。

資料につきましては、資料6-1、6-2、6-3が対象となります。

まず、資料6-1につきましては、現在すでに公表されている島牧村再生可能エネルギー基本計画で、ホームページでも公開がされているものです。

資料6-2につきましては、この基本計画をベースにした変更案ということで、記載をしております。

資料の中、朱字の部分につきましては、新しく加えた項目となっておりますので、ご確認ください。

また、新旧対照表につきましては、資料6-3でご確認をお願いします。

改正となる部分について、説明をいたします。

まず、計画に付きます別紙でございますが、新たに計画が増えることに伴い、別紙1-1および1-2として区別するようにいたしました。

続きまして、「1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」としまして、文の中に漁港について記載している部分がございます。

ます。現在、ここは「7漁港」という書き方になっていますが、文言修正により「3漁港7地区」とさせていただきますようお願いしております。

また、新旧対照表の二行下、「後継者不足等」につきまして、現行「後継者不足等など」ということで、表現が重複している箇所がございました。これについて削除するものでございます。

続きまして、「2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」ということで、表が付いている箇所になるのですが、こちらの表の一番左の部分に項目を追加しております。既存の計画に掲載されている地区を「A地区」、今回の計画に追加する部分を「B地区」とすることから、この表に項目を追加するものです。

また、今回追加するNo. 9からNo. 11までの風車が立地される土地の詳細について記入を追加しております。

表の下部に、最初に申し上げた別紙について、「位置図1-1、1-2」と記載しております。

続きまして、「3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類および規模」についてですが、現行、発電設備の規模68,600kW、内訳として4,300kWを16基となっております。

これに今回計画している4,200kWを3基追加することで、合計の発電設備の規模が81,400kWとなりますので、これを修正するものでございます。

続きまして、「6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標およびその達成状況についての評価」というところでございますが、この「(1) 目標」については、先ほど説明した内容で、「令和11年度までに」というのが、現在の記載内容でございました。

本計画で追加する風車につきましては、令和12年度からの運転開始を予定していることから、その内容について記載を変更したものでございます。併せて、発電設備の地区についても内訳を記載しております。

続きまして、発電事業期間についての説明ですが、現行は「令和11年度から令和31年度までの20年間」との記載内容でしたが、事業の実施時期が異なることから、この両方を包括するための表現として「運転開始から20年間」という表現に変更させていただきたいと思っております。

最後に、別紙につきましては、別紙が2枚になることから、枝番を付して、地区名を追加するおよびB地区の内容について、この図をもって示すということで変更するものでございます。

以上で、基本計画の変更について説明を終わります。

(中山会長)

ただいまの基本計画の説明について、意見等ある方はご発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(中山会長)

意見等がないようなので、基本計画の変更については、原案どおりといたします。
全体を通して何か質問等がありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■その他・今後の進め方

(中山会長)

それでは、その他ということで、事務局からお願いします。

(事務局)

事務局から今後の進め方について説明をさせていただきたいと思います。

本協議会が終了後、村のホームページにおいて、基本計画、議事録等を掲載予定としておりますので、お知らせをいたします

また、今後は同計画に基づき、設備整備計画を認定していく予定ですので、併せてお知らせします。

本協議会については、委員の委嘱期間が終了するまで、解散は行わないものとします。

期間が近づき、解散する際も協議会を招集するのではなく、会長に一任したいと考えております。

以上です。

(中山会長)

ただいまの発言に質疑等ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(中山会長)

なければ、最後に農政事務所さんの方から何か意見等がございますでしょうか。

(北海道農政事務所)

農林水産省北海道農政事務所再エネを担当しております池田、新居田と申します。

本日は協議会にお呼びいただきありがとうございます。

今回のように、皆さまにお集まりいただいて農林漁業の調和ですとか再エネの促進についてですね、皆さままでお話をいただいて、再エネを促進できれば非常に我々としても制度を有効に活用できている

ともものと考えておりますので、是非ですね、皆さまと一緒に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(中山会長)

振興局さんの方ではなにかございますでしょうか。

(後志総合振興局林務課)

林務課からは大丈夫です。

(後志総合振興局農務課)

農務課からは、今回の事業が農地法には該当しないということで承知をいたしました。

以上です。

(中山会長)

ありがとうございます。

以上で予定しておりました議事が全て終了しました。

今回協議いただいた基本計画については、後日、村のホームページで掲載しますので、ご確認をお願いいたします。

また、予定していた議事が全て終了しましたので、2回目の開催はしないことといたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

本日ご参加いただきました委員の皆さま、オブザーバーの皆さま、ありがとうございました。

それでは以上で協議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでございました。